







る同法第二百五十二条が削除せられたことに伴いまして、本条第七項の適用規定からこれらの規定を削りました。その他は形式的な規定の整理にすぎません。

第十八条の改正、発起人の責任の免除、追及等につきまして改正商法にならつたものであります。

第四十四条の改正、授權資本制度の採用及び株式合資会社制度の廢止に伴う規定の整理であります。

第五十六条の改正、改正商法が株式会社について取締役会制度を採用した結果、業務執行の決定方法に関する改正商法の規定を準用することが適当でなくなりましたので、本条第三項を改正して、現行法第六十五条において準用しておる現行商法第二百六十条と同旨の規定を置きました。監事の権限については、第五十六条の二として一括規定し、本条中から削ったので、見出しを改めたわけであります。

第五十六条の二の新設、株式会社の監査役の権限が変更されました。商品取引所の監事についてはこれにならうことが適当でないので、本条を新設して現行法通りの監事の権限を一括規定いたしました。

第六十条の二の新設、理事長及び理事の責任原因につきまして、改正商法の取締役の責任の規定を準用することは適当でないで、現行法第六十五条において準用しておる現行商法第二百六十六条にならつた規定を本条に新設いたしました。

第六十五条の改正、理事長、理事及び監事について準用すべき商法の規定を整理いたしました。すなわちこれらものの責任の免除、追及等について

は、改正商法の規定を準用し、その権限等については準用を廢止して、第五十六条第三項、第五十六条の二等に規定することとしたしました。

第六十九条の改正、改正商法は監査役の総会の議事録への署名義務を廢止しましたが、取引所の監事の権限は現行法通りとしましたので、本条第五項に議事録への署名義務を規定し、改正商法の規定準用の不備を補いました。

第七十一条の改正、総会について準用すべき商法の規定の整理であります。すなわち、取締役等の責任免除に関する現行商法第二百四十五条、訴え提起についての担保提供義務に関する同法第二百四十九条及び裁判所の裁量棄却に関する同法第二百五十二条の規定の改正に伴い、これらの規定を準用規定から削りました。その他は形式的な規定の整理であります。

第七十六条の改正、取引所の計算について準用すべき商法の規定の整理をいたしたものであります。

第一百一条の改正、理事長等に関する規定の整理と同様に、清算人に関する規定を整理いたしました。

第七十七条の改正、株式合資会社及び現行商法施行前設立された合資会社が、第一条の改正は、株式合資会社及び現行商法施行前設立された合資会社の廃止に伴う規定の整理であります。

次に船舶法の一部改正であります。運河法第十一条の改正、この法律案第一条规定を整理いたしましたものが、第一條にあります。午後二時十八分休憩

以上で逐条説明を終ります。  
○押谷委員長代理 これにて逐条説明は終りました。この際暫時休憩いたします。

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

○押谷委員長代理 これにて逐条説明は終りました。この際暫時休憩いたします。

第七条 本条は株金分割拂込み制度の廃止に伴い整理を要する規定であります。が、地方鉄道会社の社債の額につき、商法の制限以上にきびしい制限を

課することは実質的理由に乏しく、他の公益事業との均衡からも本条の制限を廢止することが適当であると考えられるので、この際この規定を削除することとしたわけであります。

次に鉄道抵当法の一部改正、第五条、株金分割拂込み制度の廃止に伴い規定を整理するとともに、改正商法による取締役会の権限の増大にかんがみ、抵当権の設定変更に株主総会の特別決議を要する旨の規定を削り、監督官庁の認可を要するにとどめることにいたしました。

第六条、地方鉄道法第七条の改正、この法律案第十三条と同旨であります。て、鉄道財産を抵当とする債務の額の制限を廢止したものであります。

次に附則第一項は、この法律の施行期日を商法の一部を改正する法律施行の日と同日といたしました。

第二項、会社利益配当等臨時措置法の改正、この法律案第三条に伴う経過規定であります。

第三項、株式合資会社及び現行商法施行前に設立した合資会社に関する経過規定であります。

第四項罰則に関する経過規定であります。